

28文科開第891号
平成29年3月17日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長
廣瀬直己 殿

文部科学省研究開発局長
田中正朗

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介への対応に関する要請

今般、原子力損害賠償紛争解決センターは平成28年1月から12月までの活動に関して「原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書～平成28年における状況について～」を取りまとめました。

同報告書においては、事故後の時間の経過に伴い、申立人が置かれている状況も相当な差異が認められるようになっており、適切な和解案を提示するためには、申立人ごとの個別事情をより丁寧に踏まえた審理を行う必要があるとしています。また、貴社に対しては、迅速かつ適切な和解成立の実現を図るべく、和解仲介手続に対する真摯な対応が求められるとしています。

当省では、これまでも貴社に対して損害賠償における誠実な対応を要請してきたところですが、貴社におかれては、同センターが提示する和解案の尊重も含め、自らが定めた新・総合特別事業計画の「3つの誓い」を遵守し、被害者の方々に寄り添った原子力損害賠償を一層進めていただくよう改めて要請します。